

入札公告

次のとおり総合評価落札方式入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和8年6月4日

契約事務受任者

名古屋市財政局担当局長（契約監理） 田畑 信也

入札に付する事項	[1]	工 事 名	水分橋改築工事（右岸取付道工）（交替制）		
	[2]	工事場所	北区楠味鉤四丁目から楠味鉤五丁目まで		
	[3]	工事内容	仕様書等のとおり		
	[4]	工 期	契約締結日から令和9年1月29日まで		
	[5]	予定価格（税抜き）	102,203,000 円		
	[6]	事業所管局	緑政土木局		
	[7]	総合評価落札方式の実施方法	本入札は、入札者が施工能力等の提案（以下「技術提案等」という。）を自ら評価した自己評価加算点と入札価格に基づき落札候補者を決定し、落札候補者から提出された技術提案等資料を確認の上で落札者を決定する総合評価落札方式自己評価型（特別簡易型）により行う。		
競争入札参加資格	[8]	登録区分	工事請負		
	[9]	業種・等級区分	一般土木工事・B等級		
	[10]	事業所の所在地	名古屋市内に、本店を有する者であること。		
	[11]	施工実績	平成23年度以降に、元請けとして、2車線以上の車線を有する道路の交通規制を伴う一般土木工事を施工した実績を有する者であること。ただし、元請けとして施工した名古屋市緑政土木局発注工事については、工事成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。		
	[12]	技術者	—		
	[13]	その他	—		
入札の 手続等	[14]	設計図書の入手方法等	名古屋市ホームページ（調達情報サービス https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/ ）からダウンロード		
	[15]	質問の受付期限	令和8年 6月 17日（水）午後 5時まで		
	[16]	質問回答の閲覧期限	令和8年 6月 24日（水）午後 5時まで		
	[17]	入札書及び積算内訳書の提出期間	令和8年 6月 22日（月）午前 9時から 令和8年 6月 24日（水）午後 5時（入札書受付締切日時）まで		
	[18]	開札日時	令和8年 6月 25日（木）午前10時00分		
	[19]	申請書等の提出期限	令和8年 6月 29日（月）午後 5時まで		
	[20]	予定価格の設定方法	総額	[21]	契約保証金 納付
	[22]	調査基準価格	設定する（失格基準有り）	[23]	最低制限価格 設定しない
	[24]	注意事項	本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条、第16条及び同法施行令第2条で規定する分別解体・再資源化等を義務づけた対象建設工事である。		
	[25]	契約担当部署	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市財政局契約部契約課 土木契約担当（名古屋市役所西庁舎11階） 電話 052-972-3072 FAX 052-972-4158		

- 1 入札後資格確認型一般競争入札の競争入札参加資格について（総合評価落札方式自己評価型）
 - (1) 入札参加者は、**競争入札参加資格[8]** から**[13]**までに定める競争入札参加資格を満たすほか、次に掲げる資格をすべて満たしていなければなりません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと。
 - イ 施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
 - オ 入札公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること。
 - カ 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
 - キ 工事成績評定点
 - (ア) **競争入札参加資格[8]** に示す登録区分が「工事請負」であって、**入札に付する事項[6]** に示す事業所管局が環境局、住宅都市局又は緑政土木局である場合においては、令和 6年 4月 1日から令和 8年 3月31日までの間に、工事目的物の引渡しが行われた工事（次の a から d のすべてに該当する工事に限る。また、特定建設工事共同企業体が受注した工事については、代表構成員として施工した工事に限る。以下「成績判定対象工事」という。）の実績が 2件以上ある場合の工事成績の平均点が60点以上であること。ただし、令和 5年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの間に、工事目的物の引渡しが行われた成績判定対象工事の実績が 2件以上ある場合で当該期間における工事成績の平均点が60点未満であったために令和 7年 6月 1日から令和 8年 5月31日までに公告した工事における入札参加資格がなかった者については、この競争入札参加資格を求めないものとします。
 - a 元請けとして施工し、工事成績評定が行われた工事
 - b **入札に付する事項[6]** に示す事業所管局が工事成績評定を行った工事
 - c **競争入札参加資格[9]** に示す業種と同一業種の工事
 - d 最終契約金額が 500万円以上の工事
 - (イ) **競争入札参加資格[8]** に示す登録区分が「工事請負」であって、**入札に付する事項[6]** に示す事業所管局が環境局、住宅都市局又は緑政土木局である場合においては、当該事業所管局が工事成績評定を行った工事（元請けとして施工した工事に限る。）において、入札公告の 1か月前の日（前月の同じ日（同じ日が無い場合はその直前日）をいう。）から本公告に記載した開札日までの間に、60点未満の工事成績の通知を受けた者でないこと。ただし、指名停止を受けたことにより工事成績が60点未満に減点された者については、この競争入札参加資格を求めないものとします。
 - (2) 注意事項
 - ア **競争入札参加資格[8]** 及び**[9]** に示す登録区分及び業種・等級区分は、名古屋市における令和 7年度及び令和 8年度競争入札参加資格の認定を本公告に記載した開札日現在において受けていること。
 - イ **競争入札参加資格[10]**において事業所の所在地を求める場合は、本公告に記載した開札日現在において要件を満たす者であること。また、**競争入札参加資格[8]** に示す登録区分が「工事請負」である場合、**競争入札参加資格[10]**に示す地域を所在地とする事業所が**競争入札参加資格[9]** に示す業種・等級区分の認定に必要な建設業法（昭和24年法律第 100号）（以下「建設業法」という。）第 3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。ただし、同条第 1項ただし書きに規定する軽微な建設工事の請負のみを行おうとする者を除きます。

なお、事業所の所在地を求めるときの「本店」とは、名古屋市における令和 7年度及び令

和 8年度競争入札参加資格において本店として登録した事業所（「工事請負」においては建設業法上の主たる営業所）をいいます。

ウ **競争入札参加資格[8]** に示す登録区分が「工事請負」であって、**競争入札参加資格[11]**において共同企業体の実績を施工実績として申請するときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が20%以上であること。（異業種による共同企業体の実績を施工実績として申請するときは、その申請者の当該共同企業体における分担業種と施工実績で求められる業種が同一であることが確認できること。）

エ **競争入札参加資格[11]**において実績を求めるときの「その他別に定める法人」とは、以下の法人をいいます。

(ア) 建設業法施行令（昭和31年政令第 273号）第45条に規定する公共法人、又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人（地方住宅供給公社、地方道路公社及び高速道路株式会社等）

なお、上記法人には、実績として申請する契約の当時において、これらに該当していた法人を含みます。

(イ) 公益財団法人名古屋まちづくり公社（（旧）財団法人名古屋都市整備公社を含む。）

(ウ) 公益財団法人名古屋市みどりの協会（（旧）財団法人名古屋市みどりの協会を含む。）

(エ) 中部国際空港株式会社

オ **競争入札参加資格[12]**において技術者の資格を求める場合は、各種資格者証又は講習修了証等を有する者であること。監理技術者を配置するときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

カ **競争入札参加資格[8]** に示す登録区分が「工事請負」であって、**競争入札参加資格[12]**において技術者に施工経験を求める場合は、施工実績として申請する工事にかかる工期のうち、求める施工経験に相当する部分について50%以上の従事期間を有する者であること。

キ **競争入札参加資格[8]** に示す登録区分が「工事請負」であって、**競争入札参加資格[12]**において技術者を求める場合で、配置する主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3か月以上の雇用関係）にある者であること。

ク **競争入札参加資格[11]**において実績を求めるときのただし書きにおける「名古屋市住宅都市局等発注工事」とは、名古屋市住宅都市局が発注した工事又は名古屋市住宅都市局以外の局等が発注して名古屋市住宅都市局が工事成績評定を行った工事とします。

また、**競争入札参加資格[11]**において実績を求めるときのただし書きにおける「名古屋市住宅都市局等発注業務」とは、名古屋市住宅都市局が発注した業務又は名古屋市住宅都市局以外の局等が発注して名古屋市住宅都市局が業務委託成績評定を行った業務とします。

ケ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本入札に参加することはできません。（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者で特別な理由があり適当と認められた場合を除く。）

(3) 経常建設共同企業体の取扱い

ア (1) の資格については、経常建設共同企業体の全ての構成員が要件を満たす者であること。

イ **競争入札参加資格[8]** 及び**[9]** に示す登録区分及び業種・等級区分は、経常建設共同企業体として要件を満たす者であること。

ウ **競争入札参加資格[11]**において実績を求める場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

エ **競争入札参加資格[12]**において技術者を求める場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

2 総合評価落札方式に関する事項について

(1) 総合評価の方法

本入札の総合評価落札方式は、入札者が施工能力等の提案（以下、「技術提案等」という。）を自ら評価した自己評価加算点に標準点（100点）を加えたものを評価点とし、次の式によって算出する総合評価値をもって入札者の評価を行い、落札候補者を決定します。落札候補者は技術提案等に関する資料（以下「技術提案等資料」という。）を提出し、本市は提出を受けた技術提案等資料を評価・確認の上で、落札決定を行います。

総合評価値＝（評価点／入札価格）×10,000,000

（注）入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格

(2) 評価基準等

評価分野、評価項目、評価基準及び配点は、別紙「評価基準等一覧」のとおりとします。

(3) 落札候補者の決定方法

次に掲げるア及びイの条件を満たす入札者のうち、(1)により算出した総合評価値の最も高い者を落札候補者として決定します。

ア 入札価格が予定価格（予定価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格。以下同じ。）以下であること。

イ 総合評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。

基準評価値＝（標準点／予定価格）×10,000,000

ただし、落札候補者が提出した技術提案等資料により市評価加算点を算出した結果、落札候補者が総合評価値の最も高い者ではなくなった場合は、その者の落札候補者決定を取り消し、新たに総合評価値の最も高い者となった入札者を、落札候補者として決定します。

(4) 評価結果の公表

評価結果は、落札決定後、次に掲げる事項を名古屋市電子調達システムホームページ（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）の調達情報サービスにおいて公表します。

ア 標準点

イ 自己評価加算点

ウ 加算点

エ 評価点

オ 総合評価値

(5) 技術提案等の評価理由の説明

ア 入札者は、(4)の公表があった日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札者本人における技術提案等の評価の理由について、書面により説明を求めることができます。

イ アに対する回答は、原則として、その請求があった日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

ウ 共同企業体として入札を行った場合は、イの回答は共同企業体の代表構成員に対し行います。

エ アの書面の提出先

入札の手続等[25]に示す契約担当部署

(6) 評価内容の担保

落札者の技術提案等の内容については、契約の締結にあたり、契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示します。

(7) 技術提案等が不履行となった場合の取扱い

受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等について全部又は一部が不履行となった場合、受注者は発注者の指定する期間内に次の式をもって違約金を支払わなければなりません。
違約金の額＝当初の請負代金額×（1－技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／技術提案等に基づく評価点）

(8) (7)の違約金を徴収するほか、契約の相手方として不適当であると認められるときは、名古屋市指名停止要綱に基づき指名停止となります。

3 入札の手続等について

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

入札の手続等[25]に示す契約担当部署

(2) 設計図書の入手方法等

入札の手続等[14]によります。

(3) 入札説明書（入札公告及び設計図書を含む。）に対する質問

ア 質問方法

名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出して下さい。
ただし、ＩＣカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムの利用ができない者は、入札担当部署（**入札の**

手続等[25]に示す契約担当部署をいう。以下同じ。)の承諾を得た場合に限り、所定の申込書を提出のうえ、持参又はファックス等により質問を行うことができます。

質問項目が複数の場合は、質問を電子入札システムの質問内容欄に直接入力するのではなく、別に電子データを作成し、添付資料として提出してください(様式自由)。

なお、電子入札システムに資料を添付する場合は、名古屋市電子入札実施要領(17財監第73号)5(2)、(3)及び(6)に準ずるものとします。

イ 受付期限

入札の手続等[15]によります。

ウ 質問に対する回答

質問者に電子入札システムにて回答するほか、回答書を電子入札システム及び(1)に示す場所において閲覧に供します。あわせて補足図面等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ずご確認ください。

なお、持参又はファックス等にて質問を受け付けた場合、質問者には個別に回答します。

エ 閲覧期限

入札の手続等[16]によります。

オ 注意事項

質問書の提出に際しては、名古屋市電子入札ホームページ

(<https://www.nyusatsu.city.nagoya.jp/>)の要綱・マニュアルの電子入札システムマニュアル(工事・委託)第8章質問回答をご確認ください。

4 入札の方法等について

(1) 入札の方法

本入札は、入札を電子入札システムで行います。

(2) 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出して下さい。

紙による入札書の提出は、原則として認めません。ただし、名古屋市電子入札実施要領に基づき、やむを得ないと認められる事由により入札担当部署の承諾を得た場合に限り行うことができます。

(3) 自己評価加算点の記載

自己評価加算点は、入札書に記載してください。記載がない入札は無効となります。

(4) 自己評価加算点申告書の提出方法

自己評価加算点申告書を電子入札システムにより提出してください。提出がない入札は無効となります。紙による提出は(2)に準ずるものとします。

(5) 積算内訳書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を電子入札システムにより提出して下さい。

ただし、積算内訳書のファイル容量が大きいため、電子入札システムに添付できない場合は、紙媒体の積算内訳書を入札担当部署へ持参して下さい。その際、封印して表に入札参加者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載のうえ、**入札の手続等[17]**に定める入札書及び積算内訳書の提出期間内に提出して下さい。

なお、積算内訳書の作成にあたっては本市の見積用設計書にならい設計内訳各項目(合計も含む。)のすべてを記入して下さい。

イ 提出された積算内訳書について、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、指示をすることがあります。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることがあります。

(6) 入札書、自己評価加算点申告書及び積算内訳書の提出期間

入札の手続等[17]によります。

(7) 落札の決定

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(8) 入札回数

1回

5 開札について

(1) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時

入札の手続等[18]によります。

イ 開札場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎11階 名古屋市財政局契約部入札室

(2) 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者を落札候補者と決定します。

また、開札時の落札決定は行わず、落札保留の取り扱いとします。

(3) 開札の結果、総合評価値の最も高い者が 2者以上あった場合、電子入札システムにより電子くじを行い、落札候補者を決定します。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した 3桁の番号となります。（初期値として代表電話番号の下 3桁が表示されており、変更入力しない場合はその番号がくじ番号として取り扱われます。）くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはありません。

電子くじの結果は電子入札システムで入札者に公表します。

6 入札の無効について

次に該当する入札は、無効とします。

(1) 名古屋市競争入札参加者手引（17財監第67号）第13の規定に該当する入札

(2) 技術提案等資料の提出をしない者の入札

(3) 技術提案等資料に虚偽の記載をした者の入札

(4) 技術提案等資料の作成にあたり不正な行為を行った者の入札

(5) 1(2)ケにおいて、本入札に同時に参加できない組合とその組合の組合員との双方が、本入札に参加した場合、その組合のした入札

(6) 公正かつ適正な見積りにより積算内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合等入札に関する条件に違反した入札

7 競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等資料の提出方法等について

落札候補者となった者は、競争入札参加資格及び技術提案等の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料及び技術提案等資料（以下「申請書等」という。）を提出して下さい。

ただし、落札候補者決定を取り消された者が、再び落札候補者となった場合に提出する申請書等は、契約担当部署からの指示によるものとします。

なお、**競争入札参加資格[10]**において事業所の所在地を求める場合で、当該事業所が名古屋市において令和 7年度及び令和 8年度の競争入札参加資格登録されている事業所と異なるときは、**競争入札参加資格[10]**が確認できる書類を提出して下さい。

また、必要があると認められる場合には、落札候補者とならなかった者についても申請書等の提出を求めることがあります。

(1) 提出方法

落札候補者は、申請書等を名古屋市電子申請サービス (<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/proc-search/procedures/e354cc83-6c30-43c9-a6a8-29d5dff626a1>。以下「電子申請サービス」という。) により提出してください。ただし、電子申請サービスによる提出が困難な場合は、持参により提出することができます。電子入札システムからの提出は認められません。

(2) 持参の場合の提出先

入札の手続等[25]に示す契約担当部署

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

入札の手続等[19]によります。

(5) 注意事項

- ア 競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により、競争入札参加資格及び技術提案等の確認を行うものとします。
- イ 申請書等の提出は、落札候補者決定通知日の翌日から起算して原則として2日（休日を含まない。）以内に(1)により行わなければなりません。
- ウ 落札候補者がイに定める提出期限内に申請書等の提出をしないとき、落札候補者が入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は、無効とします。
- エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された申請書等は返却しませんが、提出者に無断で他の用途に使用することはありません。
- カ 落札候補者の都合により、一度提出された申請書等の訂正又は差し替えを行うことは認められません。（契約担当部署からの指示があった場合を除く。）
- キ 申請書等の作成にあたり虚偽記載をした者等契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名停止を行うことがあります。
- ク 申請書等と併せて、電子入札システムにより提出した積算内訳書の他に紙媒体の積算内訳書の提出を求める場合があります。その場合、発注者の指定する方法で提出して下さい。
- ケ 提出された技術提案等資料について、ヒアリングを実施することがあります。
- コ 本入札案件が建設業法第27条の23第1項に規定する政令で定める建設工事である場合は、競争入札参加資格に示す業種の認定に必要な同条に規定する経営事項審査を受けていることが確認できる資料を提出して下さい。その場合の提出方法及び提出期限は申請書等と同じとします。

8 申請書等に関する問合せ先について
入札の手続等[25]に示す契約担当部署

9 落札者の決定について

- (1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は、落札者として決定されます。
- (2) 落札者の決定は、電子入札システムにより、落札者の名称を記載した通知が入札者全員に通知されます。
- (3) 低入札価格調査制度の適用
入札の手続等[22]において調査基準価格を設定する場合は、名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）の対象とし、落札候補者の入札価格が同要領第2条第1項で定める調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第5条の規定に基づき調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとします。この場合、同要領第6条第1項の規定により当該入札者が予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。
- (4) 労務費ダンピング調査の試行
(3)において低入札価格調査を行う場合、併せて労務費ダンピング調査を行うものとします。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準（本市積算の直接工事費に97%を乗じた金額）を下回っていないかの確認及び当該労務費により入札した理由の確認を行います。確認の結果によっては、国土交通省の建設Gメンに通報を行うことがあります。

10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等について

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、無資格理由について、書面により説明を求めることができます（様式自由）。
- (3) (2)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。
- (4) 共同企業体として申請書等を提出した場合は、(1)における通知及び(3)の回答は共同企業体の代表構成員に対し行います。

- (5) (2) の書面の提出先
入札の手続等[25]に示す契約担当部署

11 再苦情の申立て等について

- (1) 無資格理由の説明に不服がある場合は、無資格理由の説明に係る書面を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して所定の再苦情申立書を提出することにより、再苦情の申立てを行うことができます。
- (2) (1) の申立書の入手先及び提出先
入札の手続等[25]に示す契約担当部署

12 その他

- (1) 入札保証金の納付義務
免除します。

- (2) 予定価格の設定方法
入札の手続等[20]によります。

- (3) 契約保証金の納付義務
ア **入札の手続等[21]**によります。

ただし、契約保証金の納付を要する場合において公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

イ アに関わらず、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であって更生計画が認可されていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であって再生計画が認可されていない者においては、契約保証金の納付を要します。

ウ 契約保証金の納付を要する場合において、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第 4条第 2項に規定する有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

- (4) 契約の締結

本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できます。（**入札の手続等[24]**において指定のある場合を除く。）落札者が決定したときは、遅滞なく契約書（議会の議決を要するものについては仮契約書）を取り交わすものとします。また、契約書の作成にかかる費用はすべて落札者の負担とします。

電子契約の場合は、発注者と受注者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。

紙による契約の場合は、契約書は 2通作成し、各自 1通ずつを保管します。

入札の手続等[24]において他団体に係る部分を併せて入札を執行するものとした場合、他団体に係る部分については、別途、**入札の手続等[24]**に示す団体と契約手続をしていただきます。

- (5) 議会の議決

入札の手続等[24]において「議会の議決を経なければならない」とする場合、議決があったときは、その日（以下「本契約成立の日」という。）をもって当該工事の請負契約が成立した旨を通知します。この場合、**入札に付する事項[4]**に示す契約締結日とは本契約成立の日とします。

- (6) 電子入札システムの利用

本入札への参加は、**入札の手続等[17]**に示す入札書及び積算内訳書の提出期間において、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第 102号）に基づく認定認証事業者が発行した電子的な証明書（注）を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しており、かつ電子入札システムへICカードによる利用者登録を行っていることが必要となります。（経常建設共同企業体については、単体企業用とは別に、経常建設共同企業体用として利用する代表企業者名義のICカードにより、利用者登録を行う必要があります。）

また、ICカードの名義人（商号又は名称、所在地を含む。）は、名古屋市競争入札参加資格審査の申請を行った代表者である必要があります。ただし、本市との入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者を名義人としたICカードによるものに限りま。

電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前 8時から午後 8時までです。

（電子入札システムに関する問合せ先）

名古屋市電子調達ヘルプデスク 電話 0570-001-279

(注) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号により定義されたもの。

(7) 入札の中止等

天災地変があった場合、システム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合又は予算その他の理由によっては、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。

なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とします。

(8) 入札談合に関する情報があつた場合等の措置

入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続の変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがあります。

(9) 損害賠償の請求

この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。

(10) **入札の手続等**[24]において「議会の議決を経なければならない」とする場合、仮契約を締結した者が、仮契約中に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のア又はイに該当した場合は、原則として本契約を締結しないものとします。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のア又はイに該当した場合も同じ扱いとします。

また、落札決定後、仮契約締結前に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のア又はイに該当した場合は、原則として仮契約を締結しないものとします。落札決定後、仮契約締結前の者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、落札決定後、仮契約締結前に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のア又はイに該当した場合も同じ扱いとします。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(11) 本入札については、本公告に定めるものの他、定めのないものについては名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号）、名古屋市総合評価落札方式自己評価型による入札実施要領（29財契第73号）、名古屋市電子入札実施要領及び名古屋市競争入札参加者手引に定めるところによります。

(12) その他、**入札の手続等**[24]に定める注意事項によります。

（総合評価 自己評価・R8.6.1）

〈評価基準等一覧〉

（緑政土木局特別簡易型）

R8.4.1～

評価分野	評価項目	評価基準 (各評価項目において、評価基準に該当しない場合は、0点とする。)	配点	
企業の施工実績	(1) 過去15年間の同種工事(※1-1)の施工実績	① 本市の実績あり ② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	2 1	13
	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績(緑政土木局発注の同一業種※2に限る)	① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満、または成績なし ⑤ 65点未満 ・80点以上が2件以上ある場合は、2件目から1件につき1点加点する ・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	5 4 2 0 -1 +1/件 -1/件	
		① 受賞実績あり	1	
		① 認証を取得している	1	
	(3) 過去5年間の本市の優秀工事施工業者表彰の受賞実績	① 2件以上の実績あり ② 1件の実績あり	2 1	
	(4) ISO9001の認証の取得状況	① 施工実績あり	1	
	(5) 過去2年間での業務等対応業者(※3)		合計7点まで	
配置予定技術者の施工実績	(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事(※1-2)の施工実績	① 本市の実績あり ② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	2 1	6
	(2) 過去3年間の配置予定技術者の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績(緑政土木局発注の同一業種※2に限る)	① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満又は成績なし ⑤ 65点未満 ・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	3 2 1 0 -1 -1/件	
		① 優秀工事表彰の現場代理人、若しくは主任(監理)技術者の実績あり、又は建設系CPD協議会の各種団体の奨励単位以上を取得している	1	
地域貢献・地域精進度	(1) 本市内における本店の有無	① 本店あり	3	8
	(2) 過去2年間における、本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績(※6)(※7)	① 災害等活動実績あり	1	
	(3) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	① 2年以上の活動実績あり ② 1年の活動実績あり	2 1	
	(4) 過去1年間の災害協定の締結等	① 本市と災害協定を締結している、又は災害ボランティア活動用資器材の保管実績あり ① 地域防災協力事業所に認定されている	1 1	
	(5) 本市内におけるボランティア活動実績等	① 過去1年間のボランティア活動実績あり、又は消防団協力事業所に認定されている	1	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	① 本市内所在の事業所(※4)でISO14001の認証を取得している又は本市エコ事業所に認定されている	1	合計3点まで
	(2) 障害者の雇用状況	① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている ② 本市の障害者雇用企業に認定されている	1 0.5	
	(3) 子育て支援の取組み	① 本市の子育て支援企業に認定されている	1	
	(4) 女性の活躍の取組み	① 本市の女性の活躍推進企業に認定されている	1	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	① 本市のワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている	1	
	(6) 再犯防止の取組み	① 本市の立ち直り支援推進企業に認定されている ② 本市の立ち直り支援応援企業に認定されている	1 0.5	
得点合計				30

(※1-1) 同種工事とは、本件入札の競争入札参加資格における施工実績として求める工事とする。

(※1-2) 配置予定技術者の同種工事は以下のものとする。

- ・入札公告における競争入札参加資格の技術者欄に記載がある場合、当該技術者欄記載の工事
- ・入札公告における競争入札参加資格の技術者欄に記載がない場合、施工実績欄記載の工事

(注) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工実績における評価項目の(1)、(2)の対象は最終契約金額が500万円以上の元請工事とする。

(※2) 同一業種とは、本件入札の競争入札参加資格で求める業種とする。

(※3) 業務等対応業者とは、以下(1)又は(2)の工事・業務を行った者である。

(1) 下記の①～⑨の単価契約による工事・業務

①国道155号通行規制対応 ②凍結防止剤散布 ③防護柵修繕工事(道路緊急処理含む) ④移動ポンプ運転管理

⑤吐き出し口巡視 ⑥排水ポンプ運転管理 ⑦スクリーン清掃 ⑧河川敷緑地施設撤去・復旧 ⑨公園休日・夜間緊急処理

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約(緊急随意契約)による工事・業務(災害等活動を除く)のうち、上記(1)の単価契約による工事・業務の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事・業務と同種の内容であるもの。

(※4) 事業所とは、本件入札に参加する事業所をいう。

(※5) 特定工事とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約による工事とする。

(※6) 災害等活動とは、以下(1)又は(2)の工事・業務を行なった活動である。

(1) 暴風、豪雨等の自然災害に対する活動とする。

(2) 上記(1)以外で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、地方公営企業法施行令第21条の1第3項第5号の規定に基づく随意契約(緊急随意契約)により行われた活動とする。ここでいう緊急随意契約は、緊急的な施設の復旧等を内容とする工事・業務を対象とし、住宅都市局、緑政土木局、上下水道局、交通局の発注に限定するものとする。

ただし、(1)(2)とも、当該活動が、本市の発注する工事・業務の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事・業務と同種の内容である場合は、災害等活動とは認めない。

(※7) 本市内には市外の本市所管施設を含むものとする。

評価基準等の判断の基準について

1 企業の施工実績

(1) 過去 15 年間の同種工事の施工実績

平成 23 年度から令和 7 年度まで（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に元請として完了した同種工事を評価します。

ア 「同種工事」とは、入札公告における競争入札参加資格の施工実績欄に記載されている内容が対象です。

イ <評価基準等一覧>における「国又は他の地方公共団体等」の「等」とは入札公告に定める「その他別に定める法人」のことです。

ウ 本市発注工事の実績がある場合は本市の実績ありと評価し、国又は他の地方公共団体等発注工事の実績がある場合は、国又は他の地方公共団体等の実績ありと評価します。

エ 複数の工事を実績とする場合、加算点の低い工事を評価します。

オ 緑政土木局発注の工事については、工事成績が 65 点未満の場合は評価対象外です。

カ 最終契約金額が 500 万円以上の工事（単価契約を除く）が対象です。

キ 共同企業体として施工した実績とする場合は、入札参加者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上の工事の実績が対象です。（異業種による共同企業体の実績を施工実績とするときは、入札参加者の当該共同企業体における分担業種と施工実績で求められる業種が同一であることが確認できること。）

ク 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

ケ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績が対象です。

(2) 過去 3 年間の工事成績評定点の平均点及び 80 点以上、60 点未満の実績（緑政土木局発注の同一業種に限る）

令和 5 年度・令和 6 年度・令和 7 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に完了した工事成績を評価します。

ア 「同一業種」とは、入札公告における競争入札参加資格の業種・等級区分欄に記載されている業種です。

イ 緑政土木局が発注した最終契約金額が 500 万円以上の同一業種のすべての工事（65 点未満の成績の工事を含む）が対象です。

ウ 緑政土木局以外の工事や、緑政土木局の工事のうち緊急工事（災害時等の緊急時に契約をする前に本市からの指示により現地着手した工事）は評価対象外です。

エ 共同企業体として施工した工事の工事成績については、入札参加者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上の工事の工事成績が対象です。

オ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体及び経常建設共同企業体のすべての構成員の工事成績が対象です。

カ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の工事成績が対象です。

(3) 過去 5 年間の本市の優秀工事施工業者表彰の受賞実績

令和 3 年度から令和 7 年度において、本市から優秀工事施工業者表彰された実績を評価します。

ア 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

イ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

(4) ISO9001 の認証の取得状況

入札に参加する事業所が、開札日において本件入札工事に関する認証を取得している場合に評価します。

ア 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認証が対象です。

イ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の認証が対象です。

(5) 過去 2 年間の業務等対応業者（緑政土木局発注の工事・業務に限る）

令和 6 年度・令和 7 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に元請として完了した以下のいずれかの工事・業務（災害等活動を除く）の実績を評価します。

・下記の①～⑨の単価契約による工事・業務

① 国道 155 号通行規制対応 ② 凍結防止剤散布 ③ 防護柵修繕工事（道路緊急処理含む） ④ 移動ポンプ運転管理

⑤ 吐き出し口巡視 ⑥ 排水ポンプ運転管理 ⑦ スクリーン清掃 ⑧ 河川敷緑地施設撤去・復旧 ⑨ 公園休日・夜間緊急処理

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）による工事・業務（災害等活動を除く）のうち、上記の単価契約による工事・業務の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事・業務と同種の内容であるもの。

ア 共同企業体の実績とする場合は、入札参加者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上の実績が対象です。

イ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

ウ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

エ 随意契約については、上記単価契約を受注した者が、当該単価契約の履行に付随又は連続して行った活動で、当該単価契約と同種の内容であるものが対象です。

オ 「付随又は連続して」とは、上記単価契約の履行中又は履行後概ね 1 か月以内をいいます。

カ 「同種の内容」とは、上記単価契約に同一又は類似の工種が含まれる場合をいいます。

(6) 過去 2 年間の特定工事の施工実績（緑政土木局発注の工事に限る）

令和 6 年度・令和 7 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に元請として完了した地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約による工事の実績（(5) の実績を除く）を評価します。

ア 工事成績が 65 点未満の場合は評価対象外です。

イ 共同企業体として施工した実績とする場合は、入札参加者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上の実績が対象です。

ウ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

エ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

2 配置予定技術者の施工実績

配置予定技術者とは、本件入札工事において主任技術者、監理技術者として従事する技術者をいいます。

配置予定候補として複数の技術者で提出した場合、最も加算点が低い技術者を評価します。

配置予定技術者を評価対象とした場合は、当該配置予定技術者を当該工事における主任技術者、監理技術者として配置することが必要です。

(1) 配置予定技術者の過去 15 年間の同種工事の施工実績

平成 23 年度から令和 7 年度まで（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に完了した同種工事を元請の現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は担当技術者として従事した場合に評価します。

ア 配置予定技術者の評価対象となる同種工事は、入札公告における競争入札参加資格の技術者欄において、記載がある場合は当該技術者欄記載の工事を、記載がない場合は施工実績欄記載の工事を対象とします。

イ <評価基準等一覧>における「国又は他の地方公共団体等」の「等」とは入札公告に定める「その他別に定める法人」のことです。

ウ 本市発注工事の実績がある場合は本市の実績ありと評価し、国又は他の地方公共団体等発注工事の実績がある場合は、国又は他の

地方公共団体等の実績ありと評価します。

- エ 複数の工事を実績とする場合、加算点の低い工事を評価します。
- オ 緑政土木局発注の工事については、工事成績が 65 点未満の場合は評価対象外です。
- カ 最終契約金額が 500 万円以上の工事（単価契約は除く）が対象です。
- キ 配置予定技術者が入札参加者以外に所属して施工した工事の実績も対象です。
- ク 従事期間が工期の 50%に満たない場合は、施工実績とみなしません。工事成績や優秀工事施工者表彰も同様です。
- ケ 橋梁の桁の製作架設工事のように工場製作と現場施工のある工事については、入札公告の技術者欄に記載が無い場合は、施工実績欄記入の工事のうち現場施工に該当する工事の実績があれば評価します。
- コ 余裕期間が設定された工事の実績にあつては、従事期間が実工期の 50%以上である場合が対象です。
- サ 共同企業体として施工した実績とする場合は、入札参加者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上の工事の実績が対象です。
- シ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の配置予定技術者の実績が対象です。
- ス 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の配置予定技術者の実績が対象です。

(2) 過去 3 年間の配置予定技術者の工事成績評定点の平均点及び 60 点未満の実績（緑政土木局発注の同一業種に限る）

配置予定技術者が現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として従事し、令和 5 年度・令和 6 年度・令和 7 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に完了した工事成績を評価します。

- ア 緑政土木局が発注した最終契約金額が 500 万円以上の同一業種のすべての工事（65 点未満の成績の工事を含む）が対象です。
- イ 緑政土木局以外の工事や、緑政土木局の工事のうち緊急工事（災害時等の緊急時に契約をする前に本市からの指示により現地着手した工事）は評価対象外です。
- ウ 従事期間が工期の 50%に満たない場合や、入札参加者以外に所属して施工した工事の工事成績については評価対象外です。
- エ 共同企業体として施工した工事の工事成績については、入札参加者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上の工事の工事成績が対象です。
- オ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の配置予定技術者が従事した工事の工事成績が対象です。
- カ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の配置予定技術者が従事した工事の工事成績が対象です。

(3) 以下のいずれかに該当する実績の有無

- ・過去 5 年間の配置予定技術者の本市優秀工事表彰の受賞実績
- ・配置予定技術者の過去 2 年間の CPD 単位の取得状況

ア 優秀工事施工者表彰又は技術者表彰

(ア) 緑政土木局における表彰については、令和 3 年度から令和 7 年度に優秀工事施工者表彰されたもののうち、配置予定技術者が現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として従事したものについて評価します。

(イ) 上下水道局における表彰については、令和 3 年度から令和 7 年度に技術者表彰されたものについて評価します。

(ウ) 評価対象となる工事は、工事完了年度ではなく、表彰を受けた年度です。

(エ) 従事期間が工期の 50%に満たない場合や、入札参加者以外で所属して受けた表彰については評価対象外です。

(オ) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の配置予定技術者の実績が対象です。

(カ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の配置予定技術者の実績が対象です。

イ CPD 単位の取得状況

(ア) 令和 6 年度、令和 7 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の間において、連続する 12 か月間に取得した単位が、建設系 CPD 協議会加盟の各種団体において定める推奨基準を満たす場合に評価します。

(イ) 証明書は、建設系 CPD 協議会加盟団体のうちから 1 団体のみ認めるものとします。証明書発行団体以外の団体の取得単位は、CPD 単位の申請による認定を受けていれば、証明書発行団体の証明に含めることとします。なお、推奨単位については、建設系 CPD 協議会ごとの推奨単位とします。

(ウ) 各種団体が建設系 CPD 協議会へ加盟する前に認定した単位については、評価対象外です。

(エ) 入札参加者以外に所属して取得した CPD の単位も対象です。

(オ) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の配置予定技術者の実績が対象です。

(カ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の配置予定技術者の実績が対象です。

3 地域貢献・地域精通度

(1) 本市内又は工事場所における本店の有無

ア 評価基準等一覧がⅡ型以外の場合は、入札に参加する事業者の本市内における本店の有無を評価します。

イ 評価基準等一覧がⅡ型の場合は、工事場所と同一区又は隣接区における本店の有無を評価します。

ウ 本店が当該業種に係る建設業許可を受けていない場合は対象外です。

エ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のすべての構成員が対象です。

オ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が対象です。

(2) 過去 2 年間における、本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績

令和 6 年度から令和 7 年度まで（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績で以下のいずれかの活動を評価します。

・暴風、豪雨等の自然災害に対する活動とする。

・上記活動以外で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、地方公営企業法施行令第 21 条の 1 第 3 項第 5 号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により行われた活動とする。ここでいう緊急随意契約は、緊急的な施設の復旧等を内容とする工事・業務を対象とし、住宅都市局、緑政土木局、上下水道局、交通局の発注に限定するものとする。

ア 本市内には市外の本市所管施設を含むものとします。

イ 「暴風、豪雨等の自然災害に対する活動」とは、自然災害の発生直後における緊急保守修繕や通行規制業務などを行った実績です。（事前対応業務等を含む）

ウ 単価契約での実績は、評価対象としません。

エ 本市の発注する工事・業務（以下この号において「先行工事等」といいます。）を受注した者が、当該先行工事等の履行に付随又は連続して行った災害等活動で、当該先行工事等と同種の内容である場合は、災害等活動としての評価対象としません。

オ 「付随又は連続して」とは、先行工事等の履行中又は履行後概ね 1 か月以内をいいます。

カ 「同種の内容」とは、先行工事等に同一又は類似の工種が含まれる場合をいいます。

キ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

ク 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

(3) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績

令和5年度から令和7年度まで（令和5年4月1日から令和8年3月31日）の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績を評価します。

ア 「防災訓練での活動実績」とは、被害状況の把握、被害の拡大防止、応急措置及び障害物の除去等の作業訓練に会社として従事、又は災害活動を実際に体験する防災訓練に参加することであり、見学や説明会のみの参加は対象外です。

イ 「本市が開催にかかわる」の「本市」とは、本市の局室、区役所、学区連絡協議会、学区区政協力委員会及び学区防災安心まちづくり委員会のことです。

ウ <評価基準等一覧>の「①2年以上の活動実績あり」とは、1年度に1回以上の活動を2年度以上実施している活動を評価します。

エ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

オ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

(4) 過去1年間の災害協定の締結等

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、本市との災害協定の締結等について、実績がある場合に評価します。

ア 本市と災害協定等を締結している、若しくは災害ボランティア活動用資器材保管の実績

(ア) 本市と災害協定等を締結している、若しくは災害ボランティア活動用資器材保管の実績は、以下のいずれかの実績がある場合が対象です。

a 本市との災害協定等がある協力会社

b 本市との災害ボランティア活動用資器材の保管に関する協定に基づく資器材の保管実績

(イ) 「本市との災害協定」の本市とは、本市の局室、区役所、学区連絡協議会、学区区政協力委員会及び学区防災安心まちづくり委員会のことです。

(ウ) 「本市との災害協定の締結」とは、本市との自然災害に関する協定全てを対象とし、津波避難ビルの協定も対象です。

(エ) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

(オ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

イ 地域防災協力事業所の認定の実績

(ア) 地域防災協力事業所の認定の実績は、「本市の地域防災協力事業所表示制度の認定会社」の実績がある場合が対象です。

(イ) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

(ウ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

(5) 本市内におけるボランティア活動実績等

本市内において令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の間に、会社として行ったボランティア活動実績がある場合、又は本市の消防団協力事業所表示制度による消防団協力事業所としての認定実績がある場合に評価します。

ア ボランティア活動実績

(ア) 会社の協賛・寄付・寄贈行為等や社員個人の活動は対象外です。

(イ) 道路・河川・公園その他本市内の公共施設の清掃・補修活動（塗装等を含む）又は交通安全活動等を概ね2ヶ月に1回以上の頻度で、令和7年度の間に1年間継続して実施している場合の実績が対象です。複数の活動を組み合わせて1年間継続して行った場合も対象です。

(ウ) (イ)のほか、以下の①かつ②の条件を満たすボランティア活動を行った実績も対象です。なお、入札参加者が団体の構成員として当該ボランティア活動を行った場合も対象です。

① 開札日以前に、国の行政機関の長、愛知県知事又は名古屋市長から表彰（感謝状を含む）を受けたボランティア活動の実績であること（入札参加者が団体の構成員として活動する場合は、入札参加者が加入した時点において、当該団体が既に表彰を受けていた場合を含む）。ここでいう「国の行政機関の長」とは、内閣総理大臣、デジタル大臣及び国家行政組織法第5条及び第6条に規定される行政機関の長（各省大臣、各庁長官）のことをいう。

② ①のボランティア活動を、入札参加者が令和7年度の間に本市内において行った実績であること。

(エ) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の実績が対象です。

(オ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の実績が対象です。

イ 消防団協力事業所の認定

(ア) 当該年度のうち1日でも認定実績があれば評価します。

(イ) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認定が対象です。

(ウ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認定が対象です。

4 本市施策への貢献

(1) 環境配慮の取組み

入札に参加する事業所が、本市内に所在し ISO14001 の認証を取得している又は名古屋市エコ事業所に認定されている場合に評価します。

ア ISO14001 の認証

入札に参加する事業所が本市内に所在し、開札日において ISO14001 の認証を取得している場合に評価します。

(ア) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認証が対象です。

(イ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認証が対象です。

イ 名古屋市エコ事業所の認定

入札に参加する事業所が、開札日においてなごや SDGs グリーンパートナーズ実施要綱の規定による「認定エコ事業所」又は「認定優良エコ事業所」に認定されている場合に評価します。「登録エコ事業所」の場合は対象外です。

(ア) 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認定が対象です。

(イ) 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認定が対象です。

(2) 障害者の雇用状況

開札日において、名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針実施要綱の規定による「障害者雇用企業」又は「障害者雇用促進企業」に認定されている場合に評価します。

ア 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認定が対象です。

イ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認定が対象です。

(3) 子育て支援の取組み

開札日において、名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱の規定による「子育て支援企業」に認定されている場合に評価します。

ア 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認定が対象です。

イ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認定が対象です。

(4) 女性の活躍の取組み

開札日において、名古屋市女性の活躍推進企業認定・表彰制度実施要綱の規定による「女性の活躍推進企業」に認定されている場合に評価します。

ア 女性の活躍推進企業（チャレンジ企業認証部門）に認証されている場合は対象外です。

イ 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認定が対象です。

ウ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認定が対象です。

(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み

開札日において、名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度実施要綱の規定による「ワーク・ライフ・バランス推進企業」に認証されている場合に評価します。

ア 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認証が対象です。

イ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認証が対象です。

(6) 再犯防止の取組み

開札日において、名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度実施要綱の規定による「立ち直り支援推進企業」又は「立ち直り支援応援企業」に認定されている場合に評価します。

ア 入札参加者が経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員の認定が対象です。

イ 入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員の認定が対象です。